本件控訴を棄却する。

当審における訴訟費用(但し、国選弁護人荒谷昇に支給した費用中昭和四○年八月 三日の公判期日に関する分を除く。)は、被告人の負担とする。

## 理 由

本件控訴の趣意は、弁護人荒谷昇作成名義の控訴趣意書に記載されているとおりであるから、これを引用する。

論旨第一点(事実誤認)について。

所論は、被告人は、原判決認定の如く進行中の大型乗合自動車を追越したのではなく、一時停車した大型乗合自動車の右側を追抜いたに過ぎないのであるから、原判決の認定は事実を誤認したものであるというのである。

しかしながら、本件記録を精査するに、原判決挙示の各証拠を綜合すれば、原判示事実を優に認定することができる。被告人は、本件検挙当時以来捜査及び原審公判を通じて、終始、自己の先行車であるバス(大型乗合自動車)が停車したのでその右側を追抜いた旨供述しているが、右バスの運転手A、右バスの車掌B、右追越状況を現認した警察官Cの各証人尋問調書によれば、被告人は、停車中のバスを追抜いたものではなく走行中のバスを追越したことが明白で疑の余地がなく、被告人の供述は措信に値しない。従つて、原判決の認定は正当で、事実の誤認ありとは認められないから論旨は理由がない。

論旨第二点(法令適用の誤)について。

所論は、原判示各罪は、刑法第五四条第一項前段の一所為数法に該る場合であるから、右各罪に同法第四五条前段を適用して併合罪の加重をした原判決は法令の適用に誤りがあるというのである。

が正当であって、同法第五四条第一項前段を適用すべきものではないから、原判決の法令の適用は正当で論旨は採用することができない。 よって、本件控訴は理由がないから、刑事訴訟法第三九六条によりこれを棄却

よつて、本件控訴は理由がないから、刑事訴訟法第三九六条によりこれを乗却し、当審における訴訟費用の負担につき同法第一八一条第一項本文を適用し、(但し、国選弁護人荒谷昇に支給した費用中昭和四〇年八月三日の公判期日に関する分は、本件審理の経過に徴し被告人に負担させることが相当でないから、これを被告人に負担させないこととする。

)主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 小山市次 裁判官 斎藤寿 裁判官 高橋正之)